

公 告

静岡市良好な商業環境の形成に関する条例（平成 25 年静岡市条例第 33 号）第 7 条第 1 項の規定による届出があったので、静岡市良好な商業環境の形成に関する条例第 8 条の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出に係る書類をこの公告の日から 4 週間、以下に示す縦覧の場所において縦覧に供する。

なお、当該商業施設の構想について、良好な商業環境の形成を図る見地から意見を有する者は、静岡市良好な商業環境の形成に関する条例第 10 条第 1 項の規定に基づき、この公告の日から、縦覧の終了の日の翌日から起算して 1 週間を経過する日までの間に、静岡市に意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和 6 年 9 月 19 日

静岡市長 難 波 喬 司

1 商業施設の建築等を行おうとする者の氏名及び住所

株式会社シラトリ
代表取締役社長 西丸 聡司
静岡県静岡市葵区東町 66 番地

2 商業施設の位置

静岡市葵区東町 61-3 他 9 筆

3 商業施設の規模及び主な用途

（1）商業施設の名称等	（株）シラトリ 静岡店
（2）階数	3 階
（3）建築面積	約 6,278.39 m ² （増築部分 998.51 m ² ）
（4）延べ面積	約 15,546.80 m ² （増築部分 1,938.54 m ² ）
（5）小売業の用に供する部分の面積	約 6,831.21 m ² （増築・増床部分 861.01 m ² ）
（6）主な用途	物品販売業を営む店舗
（7）主たる販売品目	スポーツ用品

4 届出書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧の場所

- ① 静岡市経済局商工部商業労政課（静岡市清水区旭町6番8号（清水庁舎））
- ② 静岡市葵区役所地域総務課（静岡市葵区追手町5番1号）
- ③ 静岡市駿河区役所地域総務課（静岡市駿河区南八幡町10番40号）

(2) 縦覧の期間

令和6年9月19日から令和6年10月17日まで

(3) 縦覧の時間

午前8時30分から午後5時15分まで

5 意見書の提出期限

令和6年10月24日